

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C支店（以下「事業場」という。）に雇用され、硬貨の計数作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、就業中に倒れ、D病院に搬送されたが、同月〇日、「急性大動脈解離」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。
- 3 本件は、請求人が被災者の本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

被災者の本件疾病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期等については、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものであり、その後、被災者は本件疾病を原因として死亡したものと判断する。
- (2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人は、被災者は本件疾病発症前に仕事でミスをして、深夜まで始末書を書いていたことが異常な出来事である旨主張している。

請求人が主張する出来事は、平成〇年〇月〇日の被災者の作業ミスを発端として、取引先に対して誤った金額を報告したことが判明したものであり、同月〇日に事故事例研究会が開催され指導等が行われるとともに、同日の業務終了後には、被災者が報告書の作成等のため、深夜まで時間外労働を行っていることが認められる。この点、請求人は、知的障害を有する被災者にとって、深夜まで反省文を書かされたことはつらかったと主張している。当審査会としては、たとえ被災者が、当日中の報告書の作成を希望していたとしても、事業場の対応としては若干配慮に欠ける面があったことも否定できないものの、当該ミスによって、被災者への処分またはペナルティ等があったものとは認められず、事故事例研究会や報告書の作成も再発防止を目的に行われたものであったとの事情からすると、この出来事が、認定基準の「異常な出来事」に該当するような強度の精神的負荷を引き起こす異常な事態とまで認めることは困難であると判断する。

また、請求人は、被災者は毎日帰宅時間が遅く、長時間労働を強いられていた旨主張している。

この点、当審査会において、一件記録を精査したところ、監督署長が算定した被災者の労働時間は、警備記録をはじめ客観的な記録を踏まえ算定されているものであって、おおむね妥当であると判断するところであり、その他作業が過重であったとする特段の事情も認められないことから、被災者が本件疾病発症前の短期間（発症前おおむね1週間）及び長期間（発症前おおむね6か月間）のいずれの期間においても過重な業務に就労したと認めることはできないと判断する。

なお、請求人が提出した被災者の退勤時間を基に被災者の労働時間を算定したとしても、月80時間を超えるような時間外労働を認めることはできず、上記判断を左右しない。

- (4) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件疾病発症直前に異常な出来事に遭遇したとは認めることはできず、また、短期間及び長期間のいずれの期間においても過重な業務に就労したものと認めることはできないことから、被災者の本件疾病は業務上の事由によるものと認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。